

### 加賀藩御定書卷六

#### 公事場御定書

##### 一 公事場御定

###### 公事場之定

- 一、毎月二日・八日・十四日・廿一日・廿六日朝五つより相詰、晚者用所仕廻次第可罷歸事。
- 一、理非落着申渡刻は、前田對馬・奥村因幡・津田玄蕃の斷、式日一人宛罷出、相談可申付事。
- 朱書。理非落着決候刻、年寄共一人宛、又は品により不殘罷出候。
- 一、批判難仕出入有之刻は、對馬・因幡・玄蕃三人共に罷出、可致相談事。
- 一、公事當日、誰々によらず、用所無之者、公事場の出間敷事。
- 一、昵近之侍にても、公事對決之刻は、刀・脇刺は番所に

置、丸腰に而可罷出事。

- 一、召封之日限、無斷及遲參者、曲言可申付事。
- 一、町方出入、町奉行手前に而難決理非儀者、公事場の罷出相談、落着可申付事。
- 一、寺社方出入、同斷之事。
- 一、籠舎人賄之儀、請人・主人・親子・兄弟其品により、或者公事場より可申付事。

右條々不可有違背者也。

萬治元年十月廿七日 御印

横山 右近殿

菊池 大學殿

##### 二 公事場取扱諸事御定

定

- 一、公事場の斷於有之者、不依何事、与頭・裁許人添書を以可相斷、與力・又家中之者は、寄親・主人之可爲添書。但、与頭・裁許人・寄親・主人に對し申分之儀者各別之事。
- 一、諸事出入落着申渡刻者、其組頭・裁許人致出座、様子可